平成２４年１１月６日
国土交通省東北地方整備局
福島河川国道事務所

特殊車両の指導取り締まりを実施

国土交通省福島河川国道事務所は、福島北警察署の協力のもと、一般国道13号中野車両検測所において、特殊車両の指導取り締まりを実施します。

この指導取締りは、特殊車両通行許可が厳正に履行されているかを確認するとともに、違反者に対して、道路の保全や交通の危険防止のため必要な措置を命じることを目的として、実施するものです。

取締日時：平成24年11月7日（水） 10時00分～12時00分（小雨決行）
取締場所：中野車両検測所（所在地：福島市飯坂町中野 地内）

▼位置図▼



▼過去の指導取締りの様子▼



〈発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　福島河川国道事務所
TEL　024－546－4331（代表）
副所長（道路）　佐 藤　 利 美（内線205）
道路管理課長　佐々木　章夫（内線431）

【参考資料】

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

・寸法について

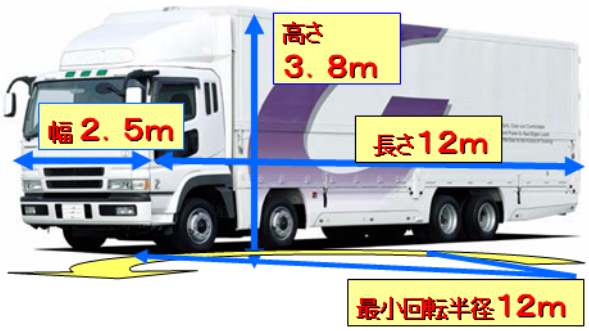

・重量について



※総重量・高さについては、道路や車種により特例あり

これらの制限値を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

◎車両が道路に及ぼす影響

車両が道路へ影響を及ぼす原因の1つとして、重量超過車両の通行による、道路への疲労蓄積があげられます。特に橋梁などの構造物や舗装に及ぼす影響は非常に大きいものがあります。

【道路に与える影響（イメージ）】

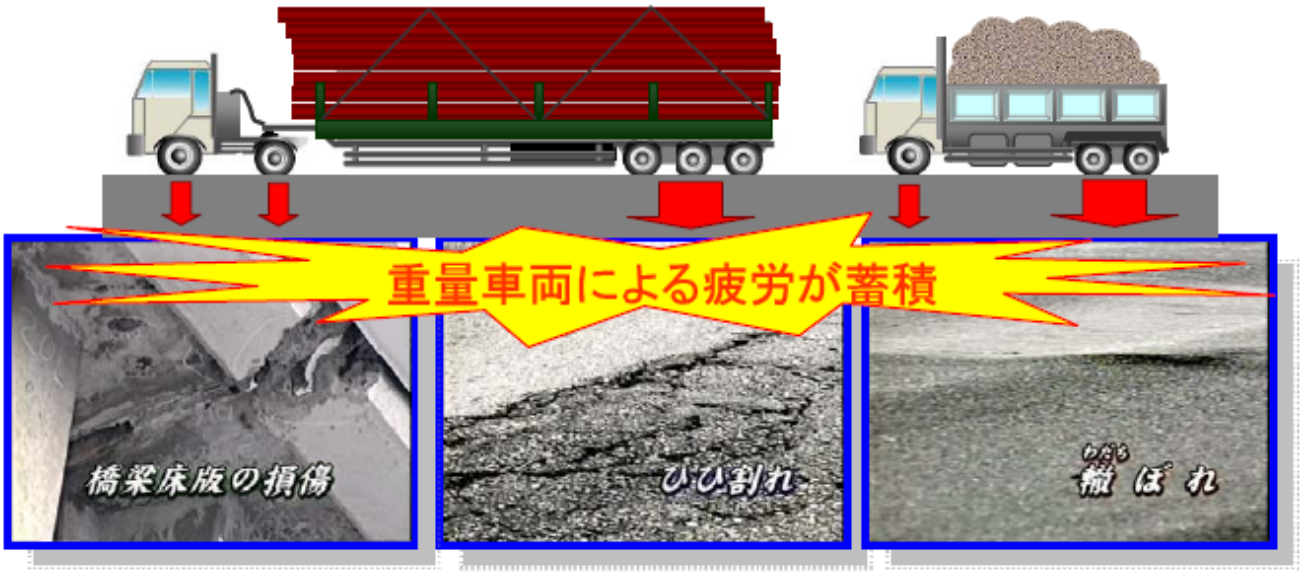

【事例】

特殊車両が関係した重大事故

○平成23年6月発生
　重量物運搬用セミトレーラーが、2車線トンネル内部で積載物を落下。

▼事故状況▼



▼通行止め状況▼



▼事故原因車両▼



　当該車両は、特殊車両通行許可を取得せずに、道路を走行中事故をおこした。